

## 丹羽広域事務組合指定給水装置工事事業者の申請について

### 【提出書類】

#### 1 給水装置工事主任技術者の選任・解任

- (1) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書《様式第7号》
- (2) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (3) 給水装置工事主任技術者証の写し

#### “注意事項”

※丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程第12条第1項に基づき、指定を受けた日から14日以内に提出してください。

※丹羽広域事務組合水道事業指定給水装置工事事業者規程第12条第2項に基づき、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に提出してください。

担 当 : 水道部管理課給水係 電 話 : 0587-95-3400 FAX : 0587-95-4941
---